

事務連絡
平成30年3月30日

厚生労働大臣認可 水道事業者 御中
都道府県知事認可 水道事業者 御中
市町村空き家担当部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
国土交通省住宅局住宅総合整備課

空き家に関する情報共有について

平成30年1月に、東・西日本を中心に強い寒気が流れ込んだ影響で屋外の給水管が凍結・破損すること等による漏水が相次ぎ、北陸地方では大規模な断水が発生、市民生活に大きな影響を及ぼした。

また、平成28年1月にも、九州地方を中心とする西日本一帯で、同様の事態が発生した。これらの事例では、空き家での給水管の凍結・破損による漏水対応に時間を要し、断水被害の拡大や長期化に至っており、再発防止を図るためには、空き家の止水栓をあらかじめ閉止しておくなど空き家を想定した対応が重要である。

現在、各市町村では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第5条第1項に定める基本指針である「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成27年2月26日総務省・国土交通省告示第1号）により、市町村内の関係部局による連携体制の構築が図られているところであるが、寒波に備えた対応を水道事業者が実施するうえでも空き家に関する情報は非常に有用であり、関係部局において情報共有をしっかりと進めていくことが重要である。

については、水道事業者においては、空き家情報を有している各市町村の空き家担当部局との連携を強化し、空き家に関する情報を日頃から把握するようお願いする。

また、空き家担当部局においては、水道事業者から空き家に関する情報提供依頼があった場合には、その必要性等に鑑み必要な協力をしていただくようお願いする。

なお、同法第10条第3項においては、市町村長は、同法の施行のために必要があるときは、関係する者に対して、空家等の所有者等の把握に必要な情報の提供を求めることができるとされている。そして、水道事業者が把握している水道供給に関する情報は、地域における空き家の存在・状態の把握や所有者の特定のための情報として有用なものであることから、空き家担当部局が同項に基づき水道事業者に対し、空き家の水道の使用状況やそれらが使用可能な状態にあるか否かの情報の提供を求めた場合には、水道事業者は必要な協力を行っていただくようお願いする。